

議員提出議案第 2 号

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 13 日

墨田区議会議長

田 中 邦 友 様

提出者	墨田区議会議員	樋 口 敏 郎
	同	瀧 澤 良 仁
	同	福 田 はるみ
	同	加 藤 拓
	同	加 納 進
	同	じんの 博 義
	同	西 恭三郎
	同	細 田 一 夫

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例

墨田区議会委員会条例（昭和 31 年墨田区条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項の規定の適用がある場合は、この条例による改正後の第 18 条の規定は適用せず、この条例による改正前

の第18条の規定は、なおその効力を有する。

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により教育委員会委員長の職が廃止されることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。